

一般財団法人前橋市スポーツ協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人前橋市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第12条の規定に基づき、賛助会員に関し、必要な事項について定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 本会の趣旨に賛同し、加入を希望する個人、法人及びその他の団体は賛助会員になることができる。

(加入)

第3条 賛助会員の加入については、随時受け付けるものとする。

2 賛助会員になろうとする者は、所定の申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 賛助会員の会費については、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人会員は、年額3,000円を1口とし、1口以上

(2) 法人会員及びその他の団体会員は、年額10,000円以上を1口とし、1口以上

2 会費は、本会の指定口座に振り込むことにより、納入するものとする。ただし、本会事務局に現金を持参することを妨げない。

3 加入年度の翌年度以降の会費については、原則として毎年6月末日までに納入するものとする。

(特典)

第5条 賛助会員に対する特典は、次の各号のとおりとする。

(1) 本会発行物等の提供

(2) 本会ホームページへの掲載

(脱退)

第7条 賛助会員は、脱退する場合は、所定の脱退届を提出しなければならない。

2 前項の届の提出がない場合は、会員として毎年度自動継続したものとみなす。

(取消)

第8条 賛助会員として承認された後であっても、賛助会員として不適当と認められるに至った場合は、直ちに加入を取り消すものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人前橋市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。